

徳島県告示第五百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和七年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 一般国道

路 線 名				区 間		新 旧 の 別		敷 地 の 幅 員 （メートル）		延 長 （メートル）	
四三八号				徳島市上八万町西地八三六番地 先から		旧	五・八〇二〇・八		一、八三〇・〇	一、三八五・五	三〇四・二
				名東郡佐那河内村下字庵谷一四番一六地先まで			七・五〇三七・〇				
				徳島市上八万町南山一六四番一 地先から			八・五〇二六・七				
				名東郡佐那河内村下字一ノ瀬三番一 地先まで			九・〇〇一四・〇				
				同			五・八〇三八・〇				
				名東郡佐那河内村下字一ノ瀬六 番二地先から			七・五〇三八・〇				
				徳島市上八万町西地八三六番地 先から			八・五〇二六・七				
新				旧		敷 地 の 幅 員 （メートル）		延 長 （メートル）			
番一 地先まで				名東郡佐那河内村下字一ノ瀬三番一 地先まで		八・五〇二六・七		三〇四・二		三〇四・二	
徳島市上八万町西地八三六番地 先から				名東郡佐那河内村下字庵谷一四番一六地先まで		七・五〇三七・〇		一、三八五・五		一、三八五・五	
徳島市上八万町南山一六四番一 地先から				名東郡佐那河内村下字庵谷一四番一六地先まで		五・八〇二〇・八		一、八三〇・〇		一、八三〇・〇	
名東郡佐那河内村下字庵谷一四番一六地先まで				徳島市上八万町南山一六四番一 地先から		八・五〇二六・七		三〇四・二		三〇四・二	
名東郡佐那河内村下字一ノ瀬三番一 地先まで				名東郡佐那河内村下字一ノ瀬六番二地先から		九・〇〇一四・〇		四三・〇		四三・〇	
同				六番四地先まで		五・八〇三八・〇		一、八三〇・〇		一、八三〇・〇	
徳島市上八万町西地八三六番地 先から				徳島市上八万町西地八三六番地 先から		八・五〇二六・七		三〇四・二		三〇四・二	

名東郡佐那河内村下字一ノ瀬六 五番一地从 同 六番四地先まで	六	七・四 〽 九・九	四 三 ・ 七
名東郡佐那河内村下字一ノ瀬四 五番一地从 同 七番二地先まで	三		